

新型コロナウイルス感染症に対する
大阪公立大学/大阪府立大学/大阪市立大学の対策方針について(第4-3版)

2022年9月21日

大阪公立大学新型コロナウイルス緊急対策本部

本学では、感染防止の徹底と学修機会の確保の両立のため、学内及び府下での感染者発生状況に注視しながら必要な対策を講じています。

学生・教職員は、それぞれの日常生活において、「1.日常生活について」を心掛けるとともに、差別や偏見が拡がらないよう注意深く行動してください。

学生又は教職員に感染者が確認された場合は、二次感染、三次感染を防ぐため、すみやかにキャンパス内での活動停止範囲を判断し、保健所の指示及び助言のもと、必要な対策を講じることとします。

また、マスクを着用し、密を避け、換気・手洗いなどの適切な感染防止対策を徹底すれば感染拡大を防ぐことができることが明らかになってきています。学生、教職員が一丸となって、このコロナ禍に屈することなく、一日も早く充実した学生生活と安心できるキャンパスライフを取り戻せるよう、適宜、本方針の見直しをおこなっていきます。

1. 日常生活について

学生及び教職員は、引き続き「新しい生活様式」を実践し、感染防止対策を徹底してください。

(1) 日常生活を営む上での基本的感染対策

✓毎朝の検温

発熱や咳など、**比較的軽い風邪の症状であっても**外出せず自宅で療養し、必要に応じて早めに医療機関を受診するとともに、所属の部局へ速やかに連絡する。

✓こまめに手洗い・手指消毒

手洗いは30秒以上かけて正しい方法で行う。

✓外出時はアルコール消毒液等を携帯する。

✓マスク着用、咳エチケットの徹底

- ・建物内、特に閉鎖空間（講義室や研究室など）ではマスク着用を徹底する。

※マスクなしで会話することで、感染するリスクが高くなります。大学のように多数が同じ室内に長時間滞在し、時に議論をするような環境では、例え会話がなくても室内では常時マスクをすることを求めます。

- ・飲食時でも、会話する時にはマスクをする（マスク会食）。

※特に飲食時の会話で感染する事例が多発しています。パーティションのない場所での横並びまたは対面での食事や、唾液が広範囲に飛散することになる歯磨きなどは、注意が必要です。屋外で飲食する場合でも、人との距離が2メートル保てない場合は、会話時にはマスクを着用してください。

- ・正しいマスクの着用を徹底する（鼻・口を隙間なく覆うよう正しく装着する）。

- ・「不織布マスク」の使用を推奨する（不織布マスクは飛沫の飛散や吸引を防御する効果が高いため）。

※アレルギー等の特別な理由がある場合は、状況に応じて柔軟に対応してください。

※屋外に限っては、マスク着用を柔軟に判断することも可能です。例えば近くにまったく人がいない場合、2メートル以上の距離を保てる場合、人と居てもほとんど会話を交わさない場合などがその対象となります。判断の基準（考え方）については、以下をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000942601.pdf>

✓ **部屋のこまめな換気と適度な保湿**

できるだけ常時換気、難しい場合は、最低でも 30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開にするなど、空気中のウイルス量を減らすよう対策を行う。特に、車内では注意してください。

✓ 買い物などではキャッシュレス決済を利用する。

(2) “密（密閉・密集・密接）はゼロに”を目指す対策

✓ 人との距離をできるだけ 2 m（最低 1 m）空ける。

✓ 屋外でも、密集・密接には注意し、人ごみに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避ける。

✓ 会話をする際は、マスクを着用するとともに、可能な限り真正面を避ける。

✓ **個食・黙食の徹底**

✓ 会食を行う際は、以下の条件を厳守して下さい。

①感染防止認証ゴールドステッカー（※1）を表示している飲食店を利用する。

②2時間程度以内で終える。

③「静かなマスク会食」（飲食時だけマスクを外し、会話の際はマスクを着用）を徹底。

④万が一に備えて全員の連絡先を把握しておく。

※上記条件を厳守していても感染リスクがあることを認識し、感染防止策の徹底を心掛けてください。また、例え屋外であっても、マスクなしでの会食には一定の感染リスクが伴います（バーベキューなど）。感染防止策の徹底を心掛けてください。



(※1)

✓ 風通しの悪い空間で人と人が至近距離で声を出して交わることになる場所への立ち入りを自粛する。

（カラオケ店、ライブハウスなど）

✓ ライブハウス、スポーツジムなど不特定多数の人が集まる集会・施設では、主催者や施設の求める感染対策を徹底厳守して行動する。

(3) 移動に関する感染対策

✓ 混雑している場所や時間をさけて少人数で行動すること。

✓ 都道府県間移動の際は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること。

✓ 発症したときのため、いつ誰とどこで会ったかをメモする。

✓ 公共交通機関を利用する場合は、必ずマスクを着用し、手で顔を触らないようにし、利用後には手洗い・手指消毒を徹底する。

(4) 「大阪コロナ追跡システム」の利用

✓ 不特定多数の人が集まる施設等を利用する場合は、大阪府が提供する「大阪コロナ追跡システム」

によりメールアドレスを登録する。

(5)「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の利用

✓厚生労働省が提供する感染者との濃厚接触の可能性を知らせる「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」に登録する。

2. 授業について

2022 年度後期も、学生と大学との、また学生同士の結びつきの確保や教育効果の観点から、感染防止対策を徹底したうえで対面授業（混合授業※を含む）を基本とします。但し、一定の条件に該当する授業については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から遠隔授業とします。

※半数回数以上の授業を対面で実施するものを指す。尚、半数回数未満の授業を対面で実施する場合は遠隔授業に区分される。

3. 入構にあたって

入構前に平熱であることを確認してください。また、構内においては、アレルギー等の特別な理由がないかぎり不織布マスクの着用を推奨します。特に建物内ではマスク着用を強く推奨します。ただし、屋外で2メートル以内に人がいない状況や、会話がほとんどない状況、及び水分補給のため短時間マスクを外すことはこの限りではありません。

4. クラブ等の課外活動について

別途定める「大阪公立大学 課外活動ルール」に記載の諸手続を遵守することを条件に、対面による活動を許可します。

ただし、大阪府では多くの感染者が発生しており、特措法に基づき大阪府から大学に対して課外活動における感染対策の徹底に関する要請が発出されていることから、特に感染リスクの高い行動への実効的な対策を講じることを求めます。

また、活動ルールを守らなかった場合や必要手続を遵守していない場合は、活動停止等の措置を行います。

5. 学生の移動に関する感染対策

「まん延防止措置」解除後の感染再拡大を防ぐため、学生の旅行については、混雑している場所や時間を避けて少人数で行動し、感染防止対策を徹底すること。

6. 教員等の研究活動について

教員等（研究員、学部生・大学院生含む）の研究活動については、研究活動に関する指針における「レベル1-制限（小程度）」とします。

大学施設を利用した研究活動を行うにあたっては、大学が定める留意事項を遵守してください。また、研究室等の入退室管理や教員等の健康状態の把握を徹底してください。

※遵守事項を守っていないことが確認された場合は、安全な研究環境確保の観点から、研究室等の利用を一定期間停止する措置を行います。

7. イベント開催について

対面での開催については、以下の感染防止対策を講じる場合のみ実施を認めます。

- ・収容定員の半分以上の参加人数とする。
- ・会場各所へのアルコール消毒液の設置（参加者数に応じて十分な数を設置すること）
- ・参加者全員のマスク着用、手洗いの励行
- ・人と人との距離を十分確保できること。（できるだけ2 m。最低1 m。）
- ・参加者名簿の作成など接触者の追跡を可能とすること。（もれなく把握すること）
- ・参加者の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等の徹底

※飲食を伴う場合は、「静かなマスク会食」を徹底し、参加者名簿の作成など接触者の追跡を可能とすること。ただし、酒類の提供は禁止します。

※参加人数 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントを実施する場合、具体的な感染防止策を記載した「感染防止安全計画」を策定し大阪府に提出する必要があります。

8. 大学施設等の貸出について

利用責任者には、本学が定める新型コロナウイルス感染症対策等の遵守を条件に認めます。ただし、新型コロナウイルスが感染拡大した場合は貸出を中止します。

9. 入学試験について

2022 年度に本学で実施される入学試験については、「大阪公立大学 2023 年度入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した入学者選抜実施ガイドライン」及び新たに発出される文部科学省等の通知に基づき感染拡大防止に努め実施していく方針です。

10. 海外渡航について

- (1) 感染症危険レベル1の国・地域へは、注意して渡航可とします。
- (2) 感染症危険レベル2及びレベル3の国・地域へは「原則渡航不可」とします。ただし、渡航の必要性があり、かつ一定の条件を満たす場合は、個別判断の上、特例許可する場合があります。この場合、「海外渡航に関する届け出」及び「渡航時の誓約書」を各部局まで提出の上、所定の手続きをしてください。（学生の海外派遣については、11 をご参照ください。）
- (3) 感染症危険レベル4の国・地域には「渡航不可」とします。

11. 学生の海外派遣・交流プログラムについて

- (1) 感染症危険レベル2または3の国・地域への学生派遣*の可否については、渡航の必要性があり、かつ一定の条件を満たす場合は、海外渡航に関する国の基準等を拠り所として個別に判断を行います。個別の判断の基準は別に定めます。
*例) 交換留学、認定留学、国等の海外留学制度に基づく留学、研究留学、国際学会参加、現地調査
- (2) 感染症危険レベル2または3の国・地域への海外派遣プログラム（派遣期間が1ヶ月以内の語学研修やスタディーツアーなどの団体プログラム）については、原則として中止とします。ただし、プログラム実施部局において、中止としたい事情がある場合等は、国際交流課にご相談ください。
- (3) 海外から新たに受け入れる学生（前学期からの来日延期者を含む）は、国の方針に従い、一定の

防疫措置等の誓約事項を満たすことが可能なことを確認したうえで受け入れるものとします。来日後の自宅待機指示が継続している場合、国際交流会館 I-wing（中百舌鳥 C）を待機場所に充てることはできません。

1 2. 海外からの帰国・入国について（私的渡航を含む）

学生及び教職員の海外からの帰国・入国については、原則として、日本政府の水際対策に基づく手順とします。加えて、以下の対応をお願いします。

- （１）帰国・入国後、７日間は、発熱や咳等の症状がないか必ず経過観察（体調と体温の記録）をしてください。
- （２）７日間は入念に体調の観察を行うとともに、厚生労働省が定める期間は、滞在国のリスクに応じて検疫所長が指定する宿泊施設または自宅等で待機してください。

※最新の水際対策については、厚生労働省 HP でご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- （３）発熱・咳等の症状が出た場合には、医療機関には直接行かず、大阪府相談窓口又は管轄の保健所に相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

1 3. 海外からの研究者受入れ・招へい等について

感染症危険度レベル 2 以上の国等からの研究者の招へいは、原則不可とします。ただし、国が示す国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等の方針により、一定の防疫措置等の誓約事項を満たす場合は、この限りではありません。

なお、来日後の自宅待機指示が継続している場合、国際交流会館 I-wing（中百舌鳥 C）を待機場所に充てることはできません。

1 4. 教職員の勤務について

- （１）「16. 感染の可能性がある場合の対応について」に該当する症状がある教職員は、原則自宅待機とし、その場合特別休暇として取り扱います。
- （２）出勤による感染拡大リスクを低減するため、業務上可能な範囲で所属長が在宅勤務や時差出勤を認めることができます。また、時間外勤務については真に必要な場合に限ってください。
- （３）公共交通機関を利用することによる感染を防止するために、自家用車による通勤を認めます。
- （４）各種会議の開催については、必要性や出席者の見直しを行い、不要不急であるものについては中止するとともに、可能な範囲でメールや電話、TV 会議などを活用してください。

1 5. 教職員の国内出張の取扱いについて

教職員の国内出張の際は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えてください。なお、出張する場合には、「新しい生活様式」（特に、移動に関する感染対策）を徹底してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

16. 感染の可能性がある場合の対応について

(1) 感染が疑われる症状がある場合

次の症状がある方は、すみやかにかかりつけ医又は新型コロナ受診相談センター（大阪府の場合は管轄の保健所）に電話相談のうえその指示に従い、あわせて所属の部局へ連絡してください。

A 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱、強い喉の痛み、嗅覚・味覚障害等の強い症状のいずれかがある場合

B 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

C 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※症状が2日以上続く場合や、症状には個人差がありますが強い症状と思う場合にはすぐに新型コロナ受診相談センターに（帰国者・接触者相談センター）に相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

（参考）新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）

大阪府内の保健所は以下ページの「保健所一覧」をご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/corona-denwa.html>

(2) 濃厚接触者と指定された場合

保健所から濃厚接触者に指定された場合または本学から濃厚接触者の疑いがあると判断された場合は、指示された期間、自宅で待機してください。また、保健所から直接**濃厚接触者に指定された際には保健所からの指示内容を所属の部局へ連絡**してください。

17. 感染症患者と接触した可能性がある場合の対応について

自身や家族等が感染症患者と接触した場合や集団感染が発生した場所へ当該日時に滞在していたなど、少しでも感染症患者等と接触した不安がある場合は所属の部局へ連絡してください。

また、家庭内感染が増加していますので、ご家族に感染が疑われる場合は別紙にある8つのポイントに注意してください。

※大阪府では、当面の間、感染不安を感じる無症状の府民を対象とした無料の検査場を開設しています。感染不安が少しでもある場合、以下 URL を確認し、検査を受診してください。

【大阪府】無料検査事業

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/muryoukensha.html>

18. その他

・感染された方などに対する誹謗中傷や根拠のないデマが SNS 等で広がっていると報道されています。学生・教職員の皆さまには、感染者や外国人、医療関係者及びそのご家族等への人権侵害につながることをないよう、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いいたします。また、学内で仮にそのような事象等が見受けられた場合には、所属の部局へ連絡してください。

・学生生活、勉強、友人、就職、感染などに対するさまざまな不安・悩みなどがある場合は、学生の皆さまに寄り添って相談に乗りますので、ためらうことなく「学生なんでも相談窓口」に相談してください。

学生なんでも相談窓口について

<https://www.omu.ac.jp/nandemosoudan/>

●参考情報

- ・大阪公立大学 COVID-19 情報サイト

<http://covid19.ao.osakafu-u.ac.jp/>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・在中国日本大使館ホームページ

https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- ・国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

- ・大阪府庁ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

◆ 個室にしましょう。食事や寝るときも別室としてください。

- ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
- ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。

◆ ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。

トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

◆ 使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。

◆ マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。

◆ マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。

(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。**共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。**
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。**
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。